2

1

私たちの身の回りには、工場･事業場や建設作業現場並びに自動車や航空機等から発生する様々な騒音や振動並びに化学工場や畜産業等から発生する悪臭があります。

騒音、振動及び悪臭は、耳や鼻等で体感するもので、心理的、感覚的な要素が大きいことから、個人によってその感じる程度に差異があり、感覚公害とも言われています。

環境基本法では、人の生活環境を保全するため、騒音に係る環境基準等を定めています。

また、騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法では、騒音、振動及び悪臭の発生を防止するため、それぞれについて規制基準を定めています。

県や市町村では、騒音等について環境基準や規制基準の適合状況を調査するとともに、工場･事業場等を立入検査し、必要な指導を行っているほか、県民からの苦情や相談に対応しています。

騒音、振動及び悪臭に係る15年度の苦情の発生件数は、騒音及び振動については、**図2.1.1**のとおり35件、悪臭については、**図2.1.2**のとおり36件でした。

2.1.1

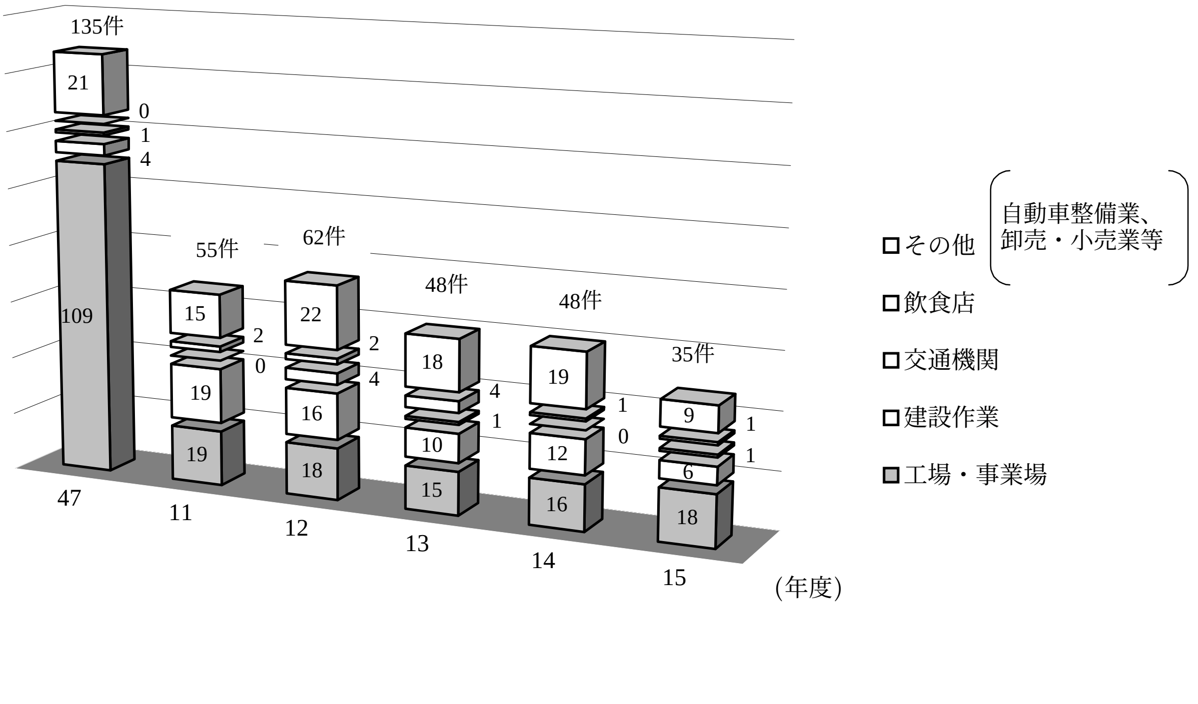

2.1.2

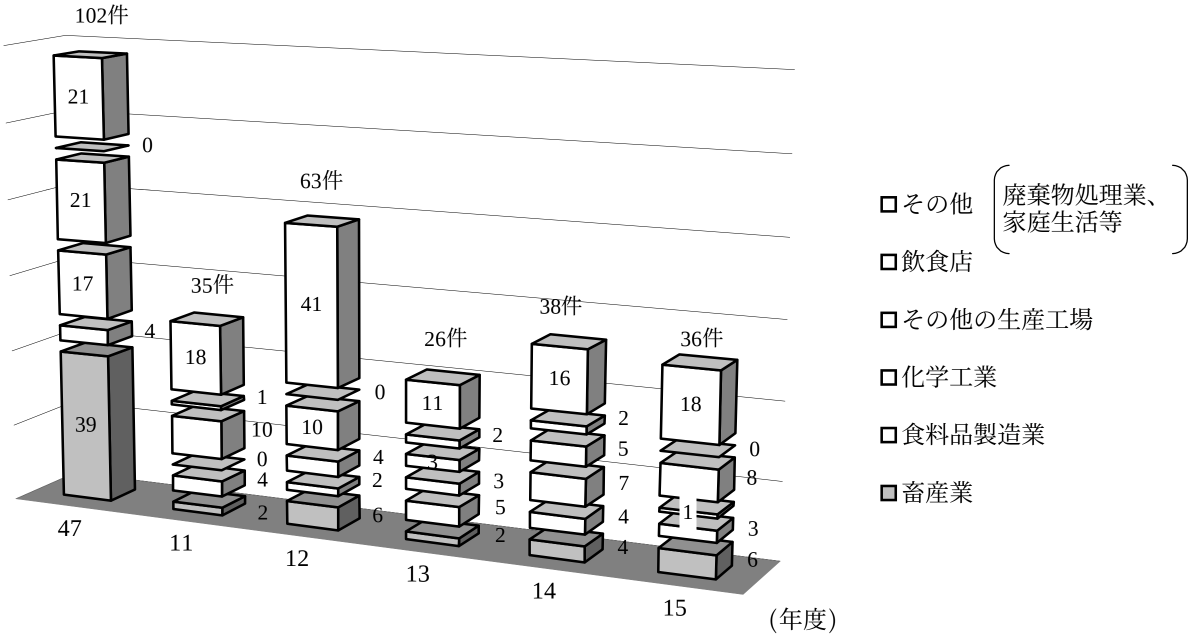
102件
35件
63件
26件
38件
36件
21
0
21
17
4
39
18
1
10
0
4
2
41
0
10
4
2
6
11
2
3
3
5
2
16
2
5
7
4
4
18
0
8
1
3
6
47
11
12
13
14
15
(年度)
その他
廃棄物処理業、
家庭生活等
飲食店
その他の生産工場
化学工業
食料品製造業
畜産業